

滋賀県中学校体育連盟主催大会及び一般強化事業

参加資格の特例(バスケットボール専門部)細則

※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。

令和6年度地域クラブ活動の出場に関しては、以下の場合の出場を認める。なお、団体が大会参加を希望する場合には、滋賀県中学校体育連盟及び、滋賀県中学校体育連盟バスケットボール専門部が条件を満たしているか協議のうえで参加を認める。

【出場を認めるスポーツ団体】

- ・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動(※1)
- ・地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動(※2)

※1 運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していてもバスケットボール部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。

※2 単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、学校単位での参加とし、複数校から一部の選手のみ選抜された形での地域クラブ活動を意味するものではない。(これは※1の地域クラブについても同様)

3. その他

- ・令和7年度以降について

日本中体連より、令和6年度についての方向性が示されたが、バスケットボール部については、令和5年度と大きな変更なく細則が定められた。令和5年度の一部競技での混乱を鑑みて、県によっては地域クラブの出場を制限的にするところも出てきている。本県としては、今後も日本中体連バスケットボール部、近畿中体連バスケットボール専門部の動向を鑑みて決定していく。

【令和7年度以降に出場範囲を拡大する場合の滋賀県バスケットボール専門部の方針】(案)

中学校部活動におけるバスケットボール部は、現在のところ、部活動と民間クラブ等の二重在籍が認められている。そのため、部活動と所属クラブの両方で練習や大会に参加することができた。それは、中体連の大会に民間クラブ等が参加しないという条件でできたことで、今後様々な民間クラブやユースチームが中体連に参加するとなると、現状のままでは、所属や出場についての混乱や問題が起こることが予想される。特に、活動選手数は大会参加条件を満たしているのに、いざ大会になった時に出場が不可能になるチームが出てしまうことを懸念する。そこで、滋賀県中体連バスケットボール専門部では、以下のことを推奨したい。

＜原則、JBAチーム登録、選手登録をしているチームでの出場を推奨する。＞

中学校部活動からJBA選手登録している選手が、クラブチームの選手としてJWCや県リーグ戦に出られないことと同様に、中体連大会についても、JBA登録しているチームから出場することをお願いする。ただし、県総体（春、夏、秋、ブロック予選を含む）については、中学校部活動のJBAチーム登録、選手登録を義務化するものではない。夏季県総体を勝ち抜いて、近畿総体、全国中学校大会出場の場合は、JBAのチーム登録、選手登録を必要とする。

【大会出場確認の流れ（令和7年度より民間クラブの参入が決定した場合）】

中学校部活動側の対応

- ・ 令和6年度8～9月（新チーム発足）の時点で各校部活動顧問より、滋賀県中体連様式、大会参加決定書にて、部活動在籍1，2年生生徒の大会出場意志を確認する。
 - ・ 提出後、特別な事情があった場合には意志変更を認める（要書類提出）
 - ・ 令和7年度4月、各学校での部活動入部（継続）確認と同時に再度、顧問より大会参加決定書にて再確認（新生入生については、各校の実情に合わせて4月末ごろには確認）。
- 以降、同様に翌年度の夏季総体に向けて参加意思を確認していく。

地域クラブ（民間クラブ、ユースチームを含む）側の対応

- ・ 大会参加を希望する場合、中体連に対して、必要な書式を提出し、認可を得る（中体連登録）。
- ・ 部活動との二重在籍をしている選手については、選手が所属する学校に対して、名簿と地域クラブからの大会参加意思を一覧表にして連絡する。

補足

- ・ 本来であれば、JBAに対して、チーム登録、選手登録についての規則を改定していただき、二重の在籍を認めないルール作りをして頂きたいところだが、現在のところその動きはない。
- ・ 地域クラブでJBA登録しているが、中学校部活動から中体連大会に参加することを認める例
所属する地域クラブが中体連総体への参加を希望しない場合。
所属する地域クラブにおいて、大会に出場できない特別な理由が生じた場合。（所属地域クラブから所属中学校に理由について説明し、学校側の認めがあった場合のみとする。）